

会計年度任用職員（雇用環境整備推進員）の募集の概要

1 職名

雇用環境整備推進員（地方公務員法に基づき任用される会計年度任用職員）

2 職務内容

- (1) 男性育業推進リーダー事業（以下「推進事業」という。）に関する周知、相談、情報提供等
- (2) 働く女性のウェルネス向上事業（以下「向上事業」という。）に関する周知、相談、情報提供等
- (3) 推進事業及び向上事業における奨励金等に関する申請等の受付、申請書類の確認・審査、データ入力、書類・情報管理等
- (4) 推進事業及び向上事業における奨励金等に関する申請内容、実績報告等の確認（現地確認を含む）
- (5) 推進事業における研修等の運営事務補佐
- (6) その他、推進事業及び向上事業に関連して必要と認められる業務、及び都内企業等に対する都が行う雇用就業施策等（助成金含む）に関する普及啓発、情報提供等の業務

3 応募要件

- (1) 企業の雇用環境整備に関し、一定の知識のある方（企業における男性育業の推進や働く女性のウェルネス向上の支援などについて一定の知識があることが望ましい）
- (2) 企業の労務管理について一定の知識がある方
- (3) 企業における人事労務に3年以上従事した経験がある方、又は、社会保険労務士など企業の労務管理に関する相談指導等に関わる資格を有する方
- (4) ワード、エクセル等を使用したデータ入力・資料作成が支障なく行える方

4 勤務予定場所

労働相談情報センター はたらく女性スクエア

〒141-0032 品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2F

※上記は7月8日現在のはたらく女性スクエア開設準備室の所在地です。

9月より、青山へ移転いたします。

5 任用期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

（事業が同様の規模で継続され、勤務成績が良好な場合には、最大4回まで公募によらない再度任用の可能性あり。なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）

6 募集人数 1名

7 勤務日数 原則として月16日勤務

9 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで または 午前9時から午後5時45分まで

10 休暇等

（有給）

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(無給)

妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、
介護時間、育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

11 報酬 月額196,500円

支給日は原則として毎月15日。一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。

12 通勤費 規定により交通費相当額を支給する(上限55,000円/月)。

13 申込方法

会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式)及び職務経歴書を下記担当まで提出(郵送・
持込・電子メール) **(令和6年7月18日(木)午後5時必着)**

※1 会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式)上部の「職名」欄に「雇用環境整備推進員」
と記載してください。

※2 応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

※3 書類選考後、面接を行います。

※4 結果は、合否に関わらず後日連絡いたします。

※5 職務経歴書または送付状にメールアドレスを記載してください。

※6 応募書類を電子メールで提出する際は、件名に「会計年度任用職員の応募」と記載してください。

14 その他

任用の都度、原則1月は条件付採用となります。

担当 東京都産業労働局 雇用就業部 調整課管理担当 花岡・内田
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎21階北側

Tel 03-5320-4702

メールアドレス S0000443@section.metro.tokyo.jp